

吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できる行政サービス一覧

2024(令和6)年3月1日時点

パートナーシップ宣誓者が利用できるサービス			
	利用可能な行政サービス	内容	受領証等の提示 問い合わせ先
1	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。 ただし、他に収入等の入所要件があり。	必要 都市計画住宅課 電話 0883-22-2225 FAX 0883-22-2246 Eメール: toshikei@yoshinogawa.i-tokushima.jp
2	金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者	民法に基づく婚姻と同様に、本市金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者となる。	必要 長寿いきがい課 電話 0883-22-2264 FAX 0883-22-2260 Eメール: kaigo@yoshinogawa.i-tokushima.jp
3	しあわせ住まいづくり支援事業	市内に住宅を取得した40歳未満の方へ補助金を交付する。 補助対象者要件のうち、「40歳未満の人又は生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の人」を、生計を一にする同居のパートナーシップ関係にある人についても認める。	必要 市長公室 電話 0883-22-2203 FAX 0883-22-2244 Eメール: m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp
4	届出記念撮影事業	申込書に必要事項を記入し、職員が記念撮影を行う。 後日、メッセージカードとともに写真データをインターネットメールにて送信する。	必要 市民課 電話 0883-22-2210 FAX 0883-22-2245 Eメール: shimin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
5	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請ができる。	必要 健康推進課 電話 0883-22-2268 FAX 0883-22-2245 Eメール: kenkou@yoshinogawa.i-tokushima.jp
6	ファミリーシップの届出	パートナーシップ宣誓者に、生計を同一にする未成年の子(実子または養子)がいる場合、ファミリーシップの届出ができる。	必要 人権課 電話 0883-22-2229 FAX 0883-22-2260 Eメール: jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

パートナーシップ宣誓者が利用できるサービス

7	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	必要	防災対策課 電話 0883-22-2235 FAX 0883-22-2248 Eメール: bousai@yoshinogawa.i-tokushima.jp
---	-----------------	---	----	---

ファミリーシップ宣誓者が利用できるサービス

	利用可能な行政サービス	内容	受領証等の提示	問い合わせ先
1	市営住宅の入居申込	パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とし、パートナーの子も入居申込ができる。ただし、他に収入等の入所要件があり。	必要	都市計画住宅課 電話 0883-22-2225 FAX 0883-22-2246 Eメール: toshikei@yoshinogawa.i-tokushima.jp

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能なサービス

	利用可能な行政サービス	内容	受領証等の提示	問い合わせ先
1	国民健康保険制度	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	不要	国保年金課 電話 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243 Eメール: kokuhonenkin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
2	後期高齢者医療制度	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	不要	国保年金課 電話 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243 Eメール: kokuhonenkin@yoshinogawa.i-tokushima.jp
3	生活保護制度	住民票、戸籍、続柄等に関わらず、居住実態による世帯を単位として実施。	不要	社会福祉課 電話 0883-22-2262 FAX 0883-22-2260 Eメール: chiikifukushi@yoshinogawa.i-tokushima.jp
4	生活困窮者自立支援事業	住民票、戸籍、続柄等に関わらず、居住実態による世帯を単位として実施。	不要	社会福祉課 電話 0883-22-2261 FAX 0883-22-2260 Eメール: chiikifukushi@yoshinogawa.i-tokushima.jp
5	障がい福祉サービス	同居者(住民票同一世帯の者に限る)としての各種申請を受付。	不要	社会福祉課 電話 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260 Eメール: chiikifukushi@yoshinogawa.i-tokushima.jp
6	災害見舞金の給付	火災等の災害による被災者に対して見舞金等を給付する制度で、住民票、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として実施。	不要	社会福祉課 電話 0883-22-2261 FAX 0883-22-2260 Eメール: chiikifukushi@yoshinogawa.i-tokushima.jp

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能なサービス

7	納税証明書等の発行	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	不要	税務課 電話 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247 Eメール: zeimu@yoshinogawa.i-tokushima.jp
8	罹災・被災証明書の交付	同居者(住民票同一世帯のものに限る)としての各種申請を受付。	不要	税務課 電話 0883-22-2215 FAX 0883-22-2247 Eメール: zeimu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

ファミリーシップ宣誓をしなくても利用可能なサービス

	利用可能な行政サービス	内容	受領証等の提示	問い合わせ先
1	公立保育園・認定こども園の送迎	事前申し出を行った上で、保護者と同様に送迎が可能。	不要	子育て支援課 電話 0883-22-2266 FAX 0883-22-2247 Eメール: kosodate@yoshinogawa.i-tokushima.jp